

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)骨子(修正案)

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)骨子(案)

【第4回検討委員会提示案】

1 目的

「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を促進する方策等を定めることにより、この憲章の一層の普及と実践行動の推進を図る。

2 定義

- (1) 市民 = (2)～(6)に掲げるすべての者
- (2) 子ども = 概ね18歳未満の者
- (3) 保護者 = 親等、子どもを保護する者
- (4) 地域住民 = 市内に居住・通勤・通学する者とその団体
- (5) 育ち学ぶ施設関係者 = 学校・幼稚園・保育所・児童館・児童養護施設その他施設で子どもを育成する者
- (6) 事業者 = 企業等で事業活動を行う者
- (7) 滞在者 = 観光客その他市内に一時的に滞在する者
- (8) 市 = 本市行政

3 基本理念

憲章の普及と実践行動は、家庭・地域・学校・企業・行政など社会のあらゆる場で、市民が主体となって推進する。

4 実践主体の主な役割

- (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していく。
- (2) 地域住民の役割

地域住民は、子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域をつくる。
- (3) 育ち学ぶ施設関係者の役割

育ち学ぶ施設関係者は、保護者・地域住民と連携・協力し、地域で子どもを育む拠点となる。
- (4) 事業者の役割

事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもの育ちに有害な事業活動を自粛し、地域で子どもを育む取組に協力する。
- (5) 滞在者の役割

滞在者は、市民・市の憲章実践の取組に協力する。
- (6) 市の役割

市は、部局一丸となって、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、子どもを育む社会の環境づくりに努める。

1 目的

「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を促進する方策等を定めることにより、この憲章の一層の普及と実践行動の推進を図る。

2 定義

- (1) 市民 = (2)～(6)に掲げるすべての者
- (2) 子ども = 概ね18歳未満の者
- (3) 保護者 = 親等、子どもを保護する者
- (4) 地域住民 = 市内に居住・通勤・通学する者とその団体
- (5) 育ち学ぶ施設関係者 = 学校・幼稚園・保育所・児童館・児童養護施設その他施設で子どもを育成する者
- (6) 事業者 = 企業等で事業活動を行う者
- (7) 滞在者 = 観光客その他市内に一時的に滞在する者
- (8) 市 = 本市行政

3 基本理念

憲章の普及と実践行動は、家庭・地域・学校・企業・行政など社会のあらゆる場で、市民が主体となって推進する。

4 実践主体の主な役割

- (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していく。
- (2) 地域住民の役割

地域住民は、子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域をつくる。
- (3) 育ち学ぶ施設関係者の役割

育ち学ぶ施設関係者は、保護者・地域住民と連携・協力し、地域で子どもを育む拠点となる。
- (4) 事業者の役割

事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもの育ちに有害な事業活動を自粛し、地域で子どもを育む取組に協力する。
- (5) 滞在者の役割

滞在者は、市民・市の憲章実践の取組に協力する。
- (6) 市の役割

市は、部局一丸となって、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、子どもを育む社会の環境づくりに努める。

(7) 共通の役割

子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む。

5 憲章の実践方策（※代案あり）

(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、事業者・市と連携・協力し、子どもの遊びと学び、生活・文化・自然・社会における体験の場と機会を提供する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、子どものための取組を進めるときは、子どもが参画できるように努める。
- ・ 市民・市は、子どもの命を脅かすものの根絶を推進する。

(2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・ 市民は、京都市市民憲章等の守るべき規範を実践する。

(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、市と連携・協力し、親支援プログラム等の保護者や青少年が親として育ち学べる場と機会を提供する。
- ・ 保護者や青少年は、親として育ち学べる取組に積極的に参加する。
- ・ 市は、地域住民をはじめ市民が行う親として育ち学べる取組を支援する。

(4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・ 保護者は、早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活習慣の確立や、家族が一体感を持って家事その他の家庭生活を行う家庭環境づくりに努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、前項の保護者の取組に協力し、保護者を支援する。

(5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・ 保護者・地域住民は、互いに連携・協力し、子どもを見守る活動を推進する。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、子ども・保護者・地域住民が交流し、共に育ち合う体験の場と機会を提供する。
- ・ 事業者・市は、子どもと関わる地域住民の連携・協力団体を支援する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者を支援する。

(6) 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために

- ・ 市民・滞在者は、自然環境にやさしいライフスタイルを実践・推進する。

(7) 共通の役割

子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む。

5 憲章の実践方策

(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、事業者・市と連携・協力し、子どもの遊びと学び、生活・文化・自然・社会における体験の場と機会を提供する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、子どものための施策や取組を進めるときは、子どもが参画できるように努める。
- ・ 市民・市は、子どもの命を脅かすものの撲滅を推進する。

(2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・ 市民は、子どもと共に育む京都市市民憲章をはじめ、京都市市民憲章等の守るべき規範を実践する。

(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、親支援プログラム等の親として育ち学べる場と機会を提供する。
- ・ 保護者とその予定者は、親として育ち学べる取組に積極的に参加する。
- ・ 市は、地域住民をはじめ市民による親として育ち学べる取組を支援する。

(4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・ 保護者は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、家庭での早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活や、家族での会話・家事・読書・体験活動等を実践する。

(5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・ 地域住民は、互いに連携・協力し、子どもを見守る。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、子ども・保護者・地域住民が交流し、それぞれが役割を持って育ち合う体験の場と機会を提供する。
- ・ 事業者・市は、子どもと関わる地域住民の連携・協力団体を支援する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者を支援する。

(6) 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために

- ・ 市民・滞在者は、自然環境にやさしいライフスタイルを実践・推進する。

- ・ 市は、自然を生かし、子どもが遊び、市民が交流できる施設等の整備に努める。
- ・ 事業者は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、勤務時間・休暇制度等、職場環境の整備に努める。
- ・ 市は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、事業者への啓発と子育て支援施策の推進に努める。
- ・ 事業者は、子どもの健やかな育ちを脅かす商品を提供しないよう努める。
- ・ 市民・市は、子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境を改善する。

6 緊急に取り組むべき実践方策

(1) 子どもの命を脅かすものの根絶の推進

ア 児童虐待

- ・ 市は、児童虐待の未然防止・早期発見・迅速で適切な対応・再発防止のため、必要な措置を講じる。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、市の施策に積極的に協力する。

イ いじめ

- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、保護者・地域住民と連携・協力し、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応・再発防止のため、必要な措置を講じる。

ウ 児童ポルノ

- ・ 市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、児童ポルノの提供等の行為の防止のため、必要な啓発活動を行う。
- ・ 市民は、児童ポルノの情報を把握したときは、速やかに関係機関へ通報するよう努める。

エ 薬物乱用

- ・ 市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、所持・使用が禁止されている薬物の乱用防止のため、必要な啓発活動を行う。
- ・ 市民は、薬物乱用の情報を把握したときは、速やかに関係機関へ通報するよう努める。

オ 性感染症予防

- ・ 市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、子どもの性感染症の予防のため、必要な啓発活動を行う。

(2) 子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境の改善

ア インターネットの不適切利用

- ・ 保護者は、子どもが携帯電話等からインターネットへ接続し、健やかな育ちを阻害する情報を受発信しないように、子どもの携帯電話等の利用の必要性の有無を検討のうえ、子どもに携帯電話等を利用させるときは、事業者から提供されるフィルタリングサービスのうち子どもの年齢・発達段階に応じたものを利用するとともに、子どもと共に携帯電話等の利用の取決めを定めるよう努める。

- ・ 市は、自然を生かし、子どもが遊び、市民が交流できる施設等の整備に努める。
- ・ 事業者は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、勤務時間・休暇制度等、職場環境の整備に努める。
- ・ 市は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、事業者への啓発と子育て支援施策の推進に努める。
- ・ 市民・市は、子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境を改善する。

6 緊急に取り組むべき課題

(1) 子どもの命を脅かすものの撲滅の推進

ア 子どもの虐待

- ・ 市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、児童虐待の未然防止・早期発見・迅速な対応・再発防止に努める。

イ いじめ

- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、保護者・地域住民と連携・協力し、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応・再発防止に努める。

ウ 児童ポルノ・薬物乱用・性感染症

- ・ 市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、児童ポルノ、薬物乱用・性感染症等の防止とその啓発に努める。
- ・ 市民は、児童ポルノ・薬物乱用等の情報を把握したときは、速やかに関係機関へ通報するよう努める。

(2) 子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境の改善

- ・ 事業者・市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、携帯電話・インターネットの弊害、電子映像メディア依存、性・暴力情報、有害玩具等の社会環境を改善する。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者・市は、子どもの状況に応じた携帯電話・インターネット・電子映像メディア等の望ましい利用の在り方とその対策を研究し、実践する。
- ・ 事業者は、子どもに有害な製品を提供しないよう努める。
- ・ 事業者・市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、前項の保護者の取組が円滑に行われるよう支援するとともに、必要な啓発活動を行う。

イ 電子映像メディア依存

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者・市は、相互に連携・協力し、子どもがテレビ・ビデオ・DVD・テレビゲーム・インターネット等の電子映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりのため、子どもの電子映像メディアの適切な利用の在り方や過度に依存しない対策、また電子映像メディアから得られる情報を正しく読み解く能力の習得促進の調査研究に努め、その成果の実践に努める。

7 憲章の普及啓発と推進体制

(1) 表彰

市長は、憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・事業者等を表彰する。

(2) 憲章の日

市は、憲章推進の気運を醸成するため、毎年2月5日を憲章制定記念日、毎月〇〇日を憲章推進の日と定め、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、推進事業を実施する。

(3) 情報発信

- ・ 市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携し、憲章の理念を多様な方法で市民に啓発し、市民による憲章の実践を推進する。
- ・ 市は、憲章の理念を多様な方法で滞在者その他市民以外の者に啓発し、憲章の実践を推進する。

(4) 推進体制

市は、憲章の実践を促進する環境を整備するため、部局を越えた有効な本市行政体制を構築する。

(5) 市民会議

憲章の推進その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議し、市長に意見を述べるため、市民会議を設置する。

(6) 見直し

- ・ 市は、この条例の目的を達成するため、子どもを取り巻く環境の変化や、子どもの生命・身体に危害を及ぼし、健やかな育ちを脅かす事態に対する動向の変化を勘察し、必要な場合は、条例の見直しを行う。
- ・ 市は、前項の見直しを行うに当たって、市民会議で評価を行い、意見を聴き、市民等の意見を適切に反映するための措置を講じる。
- ・ 保護者は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、子どもに有害な可能性のある製品の使用ルールを子どもと定める。

7 憲章の普及啓発と推進体制

(1) 顕彰

市は、憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・事業者等を表彰する。

(2) 憲章の日

市は、憲章推進の気運を醸成するため、毎年2月5日を憲章制定記念日、毎月〇〇日を憲章推進の日と定め、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、推進事業を実施する。

(3) 情報発信

- ・ 市は、憲章の理念を多様な方法で市民に啓発し、市民による憲章の実践を推進する。
- ・ 市は、憲章の理念を多様な方法で滞在者その他市民以外の者に啓発し、市内及び市外での憲章の実践を推進する。

(4) 推進体制・市民会議

市は、憲章を普及推進するため、有効な本市行政体制を構築するとともに、市民会議を設置する。

5 基本となる実践方策（※対策）

(1) 子どもが育ち学ぶ体験の場の保障

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、事業者・市と連携・協力し、子どもの遊びと学び、生活・文化・自然・社会における体験の場と機会を提供する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、子どものための取組を進めるときは、子どもが参画できるように努める。

(2) 親も育ち学べる取組、家庭の生活習慣の確立

- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、市と連携・協力し、親支援プログラム等の保護者や青少年が親として育ち学べる場と機会を提供する。
- ・ 保護者や青少年は、親として育ち学べる取組に積極的に参加する。
- ・ 市は、地域住民をはじめ市民が行う親として育ち学べる取組を支援する。
- ・ 保護者は、早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活習慣の確立や、家族が一体感を持って家事その他の家庭生活を行う家庭環境づくりに努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、前項の保護者の取組に協力し、保護者を支援する。

(3) 子どもの育ちを支える地域ネットワークの構築

- ・ 保護者・地域住民は、互いに連携・協力し、子どもを見守る活動を推進する。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、子ども・保護者・地域住民が交流し、共に育ち合う体験の場と機会を提供する。
- ・ 事業者・市は、子どもと関わる地域住民の連携・協力団体を支援する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者を支援する。

(4) 子どもを育む自然と社会の環境づくり

- ・ 市民・滞在者は、自然環境にやさしいライフスタイルを実践・推進する。
- ・ 市は、自然を生かし、子どもが遊び、市民が交流できる施設等の整備に努める。
- ・ 事業者は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、勤務時間・休暇制度等、職場環境の整備に努める。
- ・ 市は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、事業者への啓発と子育て支援施策の推進に努める。
- ・ 事業者は、子どもの健やかな育ちを脅かす商品を提供しないよう努める。